

「RPS法小委員会報告書（案）」に対する意見（その1）

[氏名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名) 日本地熱開発企業協議会 会長 岩田 峻
[住所]	秋田県湯沢市高松字下野21番地 秋田地熱エネルギー株式会社内
[電話番号]	0183-79-3377
[FAX番号]	0183-79-2021
[電子メールアドレス]	
[意見]	<p>・該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。）</p> <p>p 3 2 . 新たな利用目標量の設定に関する基本的な考え方 (2) 新たな利用目標量を設定する際の基本的考え方</p> <p>・意見内容</p> <p>既設の地熱発電の発電量（年間33億kWh）についても有効に活用し、RPS法の利用目標量のアップを図るべきである。</p> <p>・理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）</p> <p>RPS法では、新エネルギー等設備の新旧は問わないという原則がある（総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会RPS法評価検討小委員会・報告書（平成18年5月））</p>

「RPS法小委員会報告書（案）」に対する意見（その2）

[氏名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名) 日本地熱開発企業協議会 会長 岩田 峻
[住所]	秋田県湯沢市高松字下野21番地 秋田地熱エネルギー株式会社内
[電話番号]	0183-79-3377
[FAX番号]	0183-79-2021
[電子メールアドレス]	
[意見]	<p>・該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。）</p> <p>p7 3. RPS法の制度改善 (2) 中小水力発電・地熱発電の対象の拡大</p> <p>・意見内容</p> <p>地熱発電の対象の拡大として、温泉水を活用したより低温領域での発電が含まれることについては賛成である。</p> <p>しかし、基本的に地熱エネルギーは再生可能エネルギー（Renewable Energy）であるので、本法の中で発電の方法に制限を付けること自体が誤りであり、制限条項を撤廃すべきである。</p> <p>・理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）</p> <p>地熱エネルギーが再生可能エネルギーであることは、例えば、資源エネルギー庁のホームページ（http://www.enecho.meti.go.jp/energy/ground/ground01.htm）の「1 地熱発電とは？」の中に「地熱は、エネルギー資源にめぐまれない我が国にとって、水力とともに純国産の再生可能な貴重なエネルギー資源であり、極めて高い供給の安定性を有することから、国としても積極的に開発を推進すべきものとしています。」とあることから明らかである。</p>

「RPS法小委員会報告書（案）」に対する意見（その3）

[氏名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名) 日本地熱開発企業協議会 会長 岩田 峻
[住所]	秋田県湯沢市高松字下野21番地 秋田地熱エネルギー株式会社内
[電話番号]	0183-79-3377
[FAX番号]	0183-79-2021
[電子メールアドレス]	
[意見]	<p>・ 該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。）</p> <p>p12 3. その他の事項（電力系統の整備に関する事項）</p> <p>・ 意見内容</p> <p>地熱を含む新エネルギー等の発電の大規模な導入のためには、送電系統の整備に限らず、通信線やアクセス道路等の社会資本を整備することが必要である。</p> <p>・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）</p> <p>地熱発電については、地熱資源の分布から発電所が山間僻地に立地する場合はほとんどで、送電系統が整備されておらず、例え既存系統があっても送電容量に余裕がなく、増強する必要のあることが多い。また、通信線やアクセス道路等の社会資本についても同様で、整備されていないために多額の投資が必要となり、これらが地熱発電事業の経済性に与える影響は少なくない。</p>